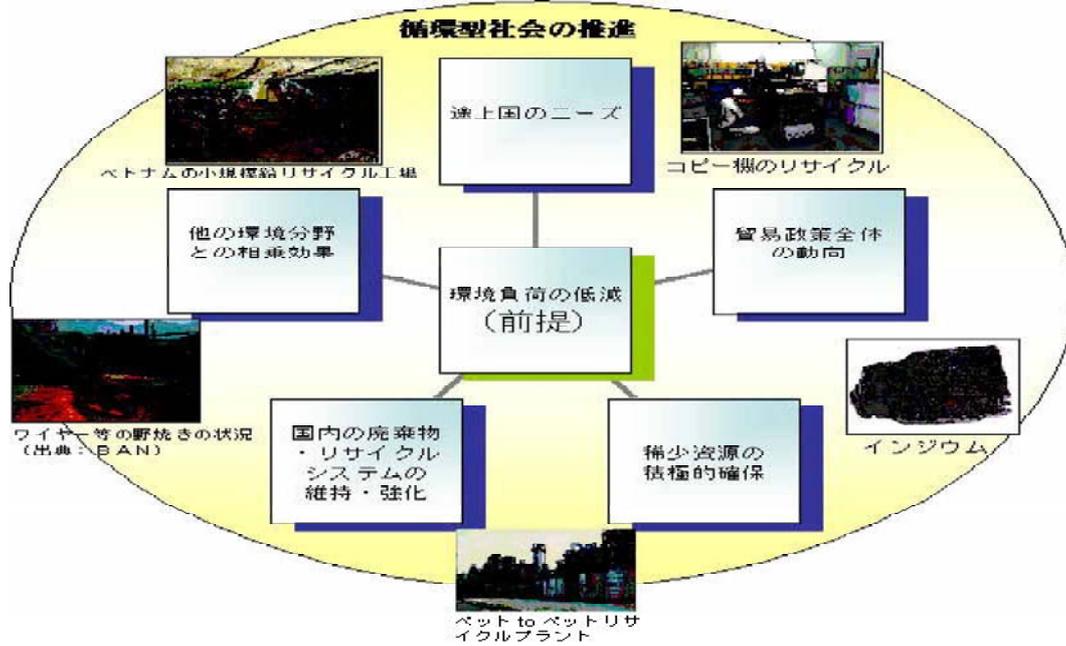


【図28 我が国の政策実施に当たっての留意事項】



(環境省作成)

上記のような留意事項に即して、我が国の具体的な取組内容を検討すると、以下のとおりである。

(2) 具体的な取組

東アジア地域等における循環資源の循環的利用・処分の実現

東アジア地域を中心に、国際的に循環型社会を形成していくためには、それぞれの国内での取組を進展させていくことが基本であり、そのための取組内容としては、政策対話の実施、循環的利用・処分能力の向上、研究ネットワーク等の構築、地方公共団体等の参画の促進、他の環境分野との連携といった内容が考えられる。

また、こうした取組を進めていく際には、中央環境審議会における「今後の国際環境協力の在り方について」との答申^{*36}等を踏まえ、東アジア地域等における環境管理の仕組みを整備していく中で、効果的・効率的に取組を進めていくことが重要である。そのためには、我が国による協力が、これまでの施策との一貫性が担保されていること、国際的な動向との整合性が取れていること、施策の実施体制の強化につながることといった要素を十分に考慮すべきである。さらに、こうした取組を通じて、我が国が積極的に貢献していく際には、JICAやJBIC（日本国際協力銀行）、ADB（アジア開発銀行）等の財政面での仕組みも活用していくことが重要である。

*36 平成17年1月、中央環境審議会答申「今後の国際環境協力の在り方について」。